

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの
確定申告等期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告書等の申告期限が当初の3月16日から4月16日に延長されました。

このことによる影響について報告いたします。

1 市民税・都民税申告について

確定申告の申告期限延長に伴い、市民税・都民税申告の申告期限についても4月16日に延長しましたが、申告期限延長による6月の令和2年度市民税・都民税当初課税決定への影響はありません。

2 確定申告について

確定申告書については、住民税（市民税・都民税）の税額を算定する資料として、国税連携システムにより国から地方自治体へ申告内容が提供されますが、申告期限延長により、当初の提供スケジュールが約1か月後ろ倒しとなり、国からは5月10日までに提供する旨が示されています。

現在のところ、延長後の申告期限内に提出された申告内容は令和2年度市民税・都民税の当初課税決定に反映させることとしておりますが、国からの申告内容の提供が5月10日付近に集中した場合、6月の市民税・都民税当初課税決定への反映が間に合わない場合があります。

この場合は、その後に税額の更正等を行い、改めて納税義務者に通知することとなります。

3 市民税・都民税以外への影響

令和2年度市民税・都民税の算定に使用する所得等の情報は、国民健康保険税、介護保険料、保育料等の算定においても使用されており、6月の市民税・都民税当初課税決定への反映が間に合わなかった確定申告書については、これらの算定に影響を及ぼす場合があります。

なお、影響の範囲等については、現在調査を行っております。

4 今後の対応

納税者に不利益が生じないように、国の施策等も勘案し検討してまいります。